（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項第二号イ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中「、第三十条の三十五」を「並びに三十条の三十五」に改め、「並びに第三十条の四十四第二項」を削り、同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の項を次のように改める。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	第三条第二項、第二十二条第二項及び第四十条

別表住民基本台帳法施行令（昭和四十二年法律第二百九十二号）の項を削り、同表電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の項の次に次のように加える。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）	第二十六条第一項及び第二十九条第一項

別表に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）	第十一条第一項及び第二十八条第一項

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　認証業務

第一節　署名認証業務

第一款　署名用電子証明書（第二条―第二十四条）

第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十五条―第三十七条）

第二節　利用者証明認証業務

第一款　利用者証明用電子証明書（第三十八条―第五十九条）

第二款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条―第六十四条）

第三節　認証業務関連事務の委任（第六十五条―第六十九条）

第四節　認証事務管理規程等（第七十条―第七十四条）

第三章　認証業務情報等の保護（第七十五条・第七十六条）

第四章　雑則（第七十七条―第八十条）

附則

第一章　総則

第一条の見出しを削り、同条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。」に改め、同条の次に次の章名、節名及び款名を付する。

第二章　認証業務

第一節　署名認証業務

第一款　署名用電子証明書

第二条中「電子署名に係る」を「総務省令で定める」に改め、「（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）」を加え、「千二十四ビット」を「二千四十八ビット」に改める。

第三条の見出しを「（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）」に改め、同条中「第二条第二項に規定する」を「第二条第四項の規定による」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に改める。

第四条の見出し中「申請書」を「署名用電子証明書の発行の申請書」に改め、同条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号。」に、「次に掲げる事項」を「申請の年月日」に改め、同条各号を削る。

第五条を削る。

第六条の見出し中「利用者確認」を「署名利用者確認」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（以下「旅券」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）、同法第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第十七条及び第五十三条において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）又は官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び特殊法人（法律によって直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）を含む。以下同じ。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの